２．旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）

前年度の計画からの変更内容

（第14号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

２．乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は―印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第１項又は第２項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

４．車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。

５．乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第１項及び第３項、第52条並びに第53条第１項から第５項までのすべての基準に適合する場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

６．客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項及び第３項、第52条並びに第53条第６項及び第７項の基準に適合する場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

７．エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第２項及び第３項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

８．エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第４項及び第５項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

２．旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）

前年度の計画からの変更内容

（第14号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

２．乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は―印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第１項又は第２項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

４．車いすスペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車いすスペースの設置数を記入すること。

５．乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第１項及び第３項、第52条並びに第53条第１項から第５項までのすべての基準に適合する場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

６．客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項及び第３項、第52条並びに第53条第６項及び第７項の基準に適合する場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

７．エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第２項及び第３項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

８．エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第４項及び第５項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。